

配慮事項記載シート～一般地域・建築物

項目	景観形成基準	配慮・措置内容						
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○「ゾーン別景観づくり方針」に掲げる景観形成の考え方方に沿うよう、それぞれの行為において配慮すること。 ○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行うとともに、行為場所において、周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努めること。 							
配置	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の景観との調和を考えた配置とすること。 ○歴史的建造物やランドマークになっている樹木等既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。 ○建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟や敷地境界から可能な限り後退する等、周囲の建築物や道路に威圧感を与えないような配置とすること。 							
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○広がりある森林景観、里山・田園・集落景観を保全するため、できる限り高さを抑えること。 ○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとすること。 ○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。 							
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。 ○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。 ○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう、緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努めること。 							
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○屋根、外壁等の色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、周辺景観との調和に配慮すること。 <p>【色彩基準】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>色相</td><td>彩度</td></tr> <tr> <td>Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)</td><td>4 以下</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3 以下</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。 	色相	彩度	Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)	4 以下	その他	3 以下	
色相	彩度							
Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)	4 以下							
その他	3 以下							
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。 							
敷地利用(外構)	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。 ○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。 ○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。 							

配慮事項記載シート～一般地域・工作物

項目	景観形成基準	配慮・措置内容						
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○「ゾーン別景観づくり方針」に掲げる景観形成の考え方方に沿うよう、それぞれの行為において配慮すること。 ○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行うとともに、行為場所において、周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努めること。 							
配置	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の景観との調和を考えた配置とすること。 ○既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。 ○規模の大きな敷地を有する場合には、積極的に敷地境界からの後退に努めること。 							
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○広がりある森林景観、里山・田園・集落景観を保全するため、できる限り高さを抑えること。 ○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとすること。 ○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。 							
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。 ○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。 ○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう、緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方においてボリューム感の軽減に努めること。 							
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、周辺景観との調和に配慮すること。 <p>【色彩基準】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td>Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3以下</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。 	色相	彩度	Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)	4以下	その他	3以下	
色相	彩度							
Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)	4以下							
その他	3以下							
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。 							
敷地利用(外構)	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や屏を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。 ○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。 ○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。 							

配慮事項記載シート～一般地域（開発行為・土地の区画形質の変更・牧畜の伐採または植栽・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積）

項目	景観形成基準	配慮・措置内容
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○「ゾーン別景観づくり方針」に掲げる景観形成の考え方方に沿うよう、それぞれの行為において配慮すること。 ○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行うとともに、行為場所において、周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努めること。 	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ○容易に望見できないよう措置を講じ、周辺の景観との調和に十分配慮すること。 ○開発行為を行うに当たっては、できる限り現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑の保全や、積極的な緑化に努めること。 	
土地の区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り現況の地形を活かし、長大なり面やよう壁が生じないように配慮すること。 ○のり面の勾配はできる限り緩やかに取り、緑化等の修景に配慮すること。 ○よう壁等の構造物を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化や自然素材の活用等により、景観への影響の軽減に努めること。 	
木竹の伐採 又は植栽	<ul style="list-style-type: none"> ○巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避けること。 ○伐採後、地肌が露出したまま等の状態で周囲から見苦しいと感じられないよう、植栽を施す等、周囲との調和に配慮すること。 	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ○資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮すること。 ○できる限り道路、公園、主要な展望地等の公共の場所から見えない配置、高さ等に工夫すること。 	

配慮事項記載シート～世界農業遺産モデル地区・建築物

項目	景観形成基準	配慮・措置内容						
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○「ゾーン別景観づくり方針」に掲げる景観形成の考え方方に沿うよう、それぞれの行為において配慮すること。 ○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行うとともに、行為場所において、周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努めること。 							
配置	<ul style="list-style-type: none"> ●周囲の民家や優れた田園、背景となる里山と調和のとれた配置とすること。 ○地域の景観との調和を考えた配置とすること。 ○歴史的建造物やランドマークになっている樹木等既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。 ○建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟や敷地境界から可能な限り後退する等、周囲の建築物や道路に威圧感を与えないような配置とすること。 ●作業小屋等は、景観への影響が大きな場所を避けて設置するよう努めること。 							
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ●2階建て以下を原則とし、高さ13mを超えないものとすること。 ○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとすること。 							
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。 ●地域の伝統的な様式の木造和風建築を基本とすること。 ●外壁の素材は、木材や漆喰等自然素材の活用に努めること。 ●屋根は勾配屋根で瓦葺きを基本とすること。 ●伝統的な様式を残す建築物は、外観と骨組みをなるべく維持した改修に努めること。(ただし、内部の居住環境の改善は自由) ○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう、緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努めること。 							
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●屋根、外壁等の色彩は、色彩基準に適合した自然素材色又は無彩色を用いる等、地域の景観に調和するような落ち着いた色彩とすること。 <p>【色彩基準】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)、YR(黄赤)、R(赤)</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●彩度の高い色彩によるアクセントとしてのポイント使用は、できる限り避けること。 	色相	彩度	Y(黄)、YR(黄赤)、R(赤)	4以下	その他	2以下	
色相	彩度							
Y(黄)、YR(黄赤)、R(赤)	4以下							
その他	2以下							
設備	<ul style="list-style-type: none"> ●空調機等の設備類は、通りから見えないように設置すること。 ●やむを得ない場合は、目隠し等の工夫を施し、周囲の優れた田園集落景観を阻害しないようにすること。 							
敷地利用(外構)	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。 ●集落の石垣の保全に努めること。 ○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。 ○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。 							

配慮事項記載シート～世界農業遺産モデル地区・工作物

項目	景観形成基準	配慮・措置内容						
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○「ゾーン別景観づくり方針」に掲げる景観形成の考え方沿うよう、それぞれの行為において配慮すること。 ○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行うとともに、行為場所において、周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努めること。 							
配置	<ul style="list-style-type: none"> ●塔状工作物（屋外広告物を含む）、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設及び地上設置型の太陽光発電施設は極力設置しないこと。 ●やむを得ない場合は、目立たない位置に設置すること。 ○既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。 ○規模の大きな敷地を有する場合には、積極的に敷地境界からの後退に努めること。 							
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ●やむを得ず立地する場合には、極力高さを低く抑えること。 ○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとすること。 							
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。 ○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。 ○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう、緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方においてボリューム感の軽減に努めること。 							
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●色彩は、色彩基準に適合した自然素材色又は無彩色を用いる等、地域の景観に調和するような落ち着いた色彩とすること。 <p>【色彩基準】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">色相</td> <td style="padding: 2px;">彩度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)</td> <td style="padding: 2px;">4 以下</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">その他</td> <td style="padding: 2px;">2 以下</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●彩度の高い色彩によるアクセントとしてのポイント使用は、できる限り避けること。 	色相	彩度	Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)	4 以下	その他	2 以下	
色相	彩度							
Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)	4 以下							
その他	2 以下							
設備	<ul style="list-style-type: none"> ●付帯する設備類は、通りから見えないように設置すること。 ●やむを得ない場合は、目隠し等の工夫を施し、周囲の優れた田園集落景観を阻害しないようにすること。 							
敷地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。 ●集落の石垣の保全に努めること。 ○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。 ○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。 							

配慮事項記載シート～世界農業遺産モデル地区（開発行為・土地の区画形質の変更・牧畜の伐採または植栽・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積）

項目	景観形成基準	配慮・措置内容
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○「ゾーン別景観づくり方針」に掲げる景観形成の考え方を沿うよう、それぞれの行為において配慮すること。 ○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行うとともに、行為場所において、周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努めること。 	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ○容易に望見できないよう措置を講じ、周辺の景観との調和に十分配慮すること。 ○開発行為を行うに当たっては、できる限り現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑の保全や、積極的な緑化に努めること。 ●新たなのり面の築造をやむを得ず行う場合は、歴史及び自然景観に調和するよう配慮すること。 ●既存の地形を活かした造成に努め、行為の規模や切土・盛土は最小限に抑えること。 	
土地の区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ●ため池や棚田の形態を変更しないよう努めること。 ●石積の新設・修復にあたっては、工法・素材等を地域の伝統や歴史に配慮するよう努めること。 ○できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面やよう壁が生じないように配慮すること。 ○のり面の勾配はできる限り緩やかに取り、緑化等の修景に配慮すること。 ○よう壁等の構造物を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化や自然素材の活用等により、景観への影響の軽減に努めること。 	
木竹の伐採又は植栽	<ul style="list-style-type: none"> ●木竹の伐採については、可能な限り小規模に留めること。 ○巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避けること。 ●伐採跡地は、森林の適切な回復、育成を行い、土砂災害の防止及び生態系の保全に努めること。 	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ●道路その他の公共の場から容易に望見できない位置に集積または貯蔵すること。または、敷地外周部等に植栽等の修景措置を講じること。 ○資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮すること。 	

配慮事項記載シート～山岳寺院文化地域・建築物

項目	景観形成基準	配慮・措置内容						
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○「ゾーン別景観づくり方針」に掲げる景観形成の考え方へ沿うよう、それぞれの行為において配慮すること。 ○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行うとともに、行為場所において、周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努めること。 							
配置	<ul style="list-style-type: none"> ●六郷満山の寺社や社叢林、周囲の森林に配慮し、山岳への眺望を阻害しない高さ・配置とすること。 ○歴史的建造物やランドマークになっている樹木等既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。 ○建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟や敷地境界から可能な限り後退する等、周囲の建築物や道路に威圧感を与えないような配置とすること。 ●作業小屋等は、景観への影響が大きな場所を避けて設置するよう努めること。 							
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ●2階建て以下を原則とし、高さ13mを超えないものとすること。 ○周囲にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとすること。 							
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。 ●地域の伝統的な様式の木造和風建築を基本とすること。 ●外壁の素材は、木材や漆喰等自然素材の活用に努めること。 ●屋根は勾配屋根で瓦葺きを基本とすること。 ●伝統的な様式を残す建築物は、外観と骨組みをなるべく維持した改修に努めること。(ただし、内部の居住環境の改善は自由) ○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう、緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努めること。 							
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●屋根、外壁等の色彩は、色彩基準に適合した自然素材色又は無彩色を用いる等、地域の景観に調和するような落ち着いた色彩とすること。 <p>【色彩基準】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●彩度の高い色彩によるアクセントとしてのポイント使用は、できる限り避けること。 	色相	彩度	Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)	4以下	その他	2以下	
色相	彩度							
Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)	4以下							
その他	2以下							
設備	<ul style="list-style-type: none"> ●空調機等の設備類は、通りから見えないように設置すること。 ●やむを得ない場合は、目隠し等の工夫を施し、六郷満山の寺社の風情や山岳への眺望を阻害しないようにすること。 							
敷地利用(外構)	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や屏を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。 ●集落の石垣の保全に努めること。 ○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の縁、水辺の保全に努めること。 ○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。 							

配慮事項記載シート～山岳寺院文化・工作物

項目	景観形成基準	配慮・措置内容						
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○「ゾーン別景観づくり方針」に掲げる景観形成の考え方方に沿うよう、それぞれの行為において配慮すること。 ○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行うとともに、行為場所において、周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努めること。 							
配置	<ul style="list-style-type: none"> ●塔状工作物（屋外広告物を含む）、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設及び地上設置型の太陽光発電施設は極力設置しないこと。 ●やむを得ない場合は、目立たない位置に設置すること。 ○既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。 ○規模の大きな敷地を有する場合には、積極的に敷地境界からの後退に努めること。 							
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ●やむを得ず立地する場合には、極力高さを低く抑えること。 ○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとすること。 							
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。 ○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。 ○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方においてボリューム感の軽減に努めること。 							
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●色彩は、色彩基準に適合した自然素材色又は無彩色を用いる等、地域の景観に調和するような落ち着いた色彩とすること。 【色彩基準】 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>色相</td><td>彩度</td></tr> <tr> <td>Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>2以下</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●彩度の高い色彩によるアクセントとしてのポイント使用は、できる限り避けること。 	色相	彩度	Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)	4以下	その他	2以下	
色相	彩度							
Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)	4以下							
その他	2以下							
設備	<ul style="list-style-type: none"> ●付帯する設備類は、通りから見えないように設置すること。 ●やむを得ない場合は、目隠し等の工夫を施し、六郷満山の寺社の風情や山岳への眺望を阻害しないようにすること。 							
敷地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り、生け垣や植栽帶等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。 ●集落の石垣の保全に努めること。 ○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。 ○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。 							

配慮事項記載シート～山岳寺院文化地区（開発行為・土地の区画形質の変更・牧畜の伐採または植栽・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積）

項目	景観形成基準	配慮・措置内容
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○「ゾーン別景観づくり方針」に掲げる景観形成の考え方へ沿うよう、それぞれの行為において配慮すること。 ○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行うとともに、行為場所において、周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努めること。 	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ○容易に望見できないよう措置を講じ、周辺の景観との調和に十分配慮すること。 ○開発行為を行うに当たっては、できる限り現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑の保全や、積極的な緑化に努めること。 ●新たなる面の築造をやむを得ず行う場合は、歴史及び自然景観に調和するよう配慮すること。 ●既存の地形を活かした造成に努め、行為の規模や切土・盛土は最小限に抑えること。 	
土地の区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り現況の地形を活かし、長大なる面やよう壁が生じないように配慮すること。 ○のり面の勾配はできる限り緩やかに取り、緑化等の修景に配慮すること。 ○よう壁等の構造物を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化や自然素材の活用等により、景観への影響の軽減に努めること。 ●地域の歴史や信仰に係る施設（石造物、建造物等）を保存すること。 	
木竹の伐採又は植栽	<ul style="list-style-type: none"> ●木竹の伐採については、可能な限り小規模に留めること。 ○巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避けること。 ●伐採跡地は、森林の適切な回復、育成を行い、土砂災害の防止及び生態系の保全に努めること。 	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ●道路その他の公共の場から容易に望見できない位置に集積または貯蔵すること。または、敷地外周部等に植栽等の修景措置を講じること。 ○資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮すること。 	

配慮事項記載シート～大分空港周辺地区・建築物

項目	景観形成基準	配慮・措置内容						
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○「ゾーン別景観づくり方針」に掲げる景観形成の考え方方に沿うよう、それぞれの行為において配慮すること。 ○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行うとともに、行為場所において、周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努めること。 							
配置	<ul style="list-style-type: none"> ●国道 213 号沿道では、道路境界線からできる限り離れた位置に建てる等、道路空間に対して圧迫感を与えないように配慮すること。 ○歴史的建造物やランドマークになっている樹木等既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。 ○建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟や敷地境界から可能な限り後退する等、周囲の建築物や道路に威圧感を与えないような配置とすること。 							
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○広がりある森林景観、里山・田園・集落景観を保全するため、できる限り高さを抑えること。 ○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮し高さとすること。 ○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。 							
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。 ○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。 ○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努めること。 							
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○屋根、外壁等の色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、周辺景観との調和に配慮すること。 <p>【色彩基準】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td>Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3 以下</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。 	色相	彩度	Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)	4 以下	その他	3 以下	
色相	彩度							
Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)	4 以下							
その他	3 以下							
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から見れないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。 							
敷地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や屏を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。 ●国道 213 号沿道の道路に面する部分及び道路から後退してできる空地では緑化に努め、大分の玄関口に相応しい風格のある印象を与えるよう配慮すること。 ○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。 ○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。 							

配慮事項記載シート～大分空港周辺地区・工作物

項目	景観形成基準	配慮・措置内容						
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○「ゾーン別景観づくり方針」に掲げる景観形成の考え方方に沿うよう、それぞれの行為において配慮すること。 ○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行うとともに、行為場所において、周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努めること。 							
配置	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の景観との調和を考えた配置とすること。 ●国道213号沿道等主要な道路、公園、公共空間から容易に望見できる場所への設置は極力避けること。 ●通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできる限り後退し、必要に応じ植栽等により修景を施すこと。 ○既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。 ○規模の大きな敷地を有する場合には、積極的に敷地境界からの後退に努めること。 							
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○広がりある森林景観、里山・田園・集落景観を保全するため、できる限り高さを抑えること。 ○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとすること。 ○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。 							
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。 ○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。 ○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう、緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方においてボリューム感の軽減に努めること。 ●広告塔は、形状、表示面積等について、隣接する相互において景観の調和を図るよう努めるものとすること。 ●同一敷地内で同一目的の広告物を掲出する場合は、設置数、表示面積をできる限り少なくすること。 							
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、周辺景観との調和に配慮すること。 <p>【色彩基準】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">色相</td> <td style="padding: 2px;">彩度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)</td> <td style="padding: 2px;">4以下</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">その他</td> <td style="padding: 2px;">2以下</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。 	色相	彩度	Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)	4以下	その他	2以下	
色相	彩度							
Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)	4以下							
その他	2以下							
備 設	<ul style="list-style-type: none"> ○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。 							
敷地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り、生け垣や植栽帶等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。 ○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。 ○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。 							

配慮事項記載シート～大分空港周辺地区（開発行為・土地の区画形質の変更・牧畜の伐採または植栽・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積）

項目	景観形成基準	配慮・措置内容
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○「ゾーン別景観づくり方針」に掲げる景観形成の考え方へ沿うよう、それぞれの行為において配慮すること。 ○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行うとともに、行為場所において、周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努めること。 	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ○容易に望見できないよう措置を講じ、周辺の景観との調和に十分配慮すること。 ○開発行為を行うに当たっては、できる限り現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑の保全や、積極的な緑化に努めること。 	
土地の区画 形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り現況の地形を活かし、長大なり面やよう壁が生じないように配慮すること。 ○のり面の勾配はできる限り緩やかに取り、緑化等の修景に配慮すること。 ○よう壁等の構造物を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化や自然素材の活用等により、景観への影響の軽減に努めること。 	
木竹の伐採 又は植栽	<ul style="list-style-type: none"> ○巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避けること。 ○伐採後、地肌が露出したまま等の状態で周囲から見苦しいと感じられないよう、植栽を施す等、周囲との調和に配慮すること。 	
屋外における土 石、廃棄物、再 生資源その他の 物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ○資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮すること。 ○できる限り道路、公園、主要な展望地等の公共の場所から見えない配置、高さ等に工夫すること。 	

配慮事項記載シート～鶴川地区市役所・国道 213 号沿道・建築物

項目	景観形成基準	配慮・措置内容						
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○「ゾーン別景観づくり方針」に掲げる景観形成の考え方方に沿うよう、それぞれの行為において配慮すること。 ○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行うとともに、行為場所において、周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努めること。 							
配置	<ul style="list-style-type: none"> ●国道 213 号沿道では、道路境界線からできる限り離れた位置に建てる等、道路空間に対して圧迫感を与えないように配慮すること。 ○歴史的建造物やランドマークになっている樹木等既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。 ○建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟や敷地境界から可能な限り後退する等、周囲の建築物や道路に威圧感を与えないような配置とすること。 							
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとすること。 ○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。 							
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。 ○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。 ○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努めること。 							
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○屋根、外壁等の色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、周辺景観との調和に配慮すること。 <p>【色彩基準】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>色相</td><td>彩度</td></tr> <tr> <td>Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)</td><td>4 以下</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3 以下</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。 	色相	彩度	Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)	4 以下	その他	3 以下	
色相	彩度							
Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)	4 以下							
その他	3 以下							
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。 							
敷地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。 ●国道 213 号沿道の道路に面する部分及び道路から後退してできる空地では緑化に努め、国東市の顔に相応しい風格のある印象を与えるよう配慮すること。 ○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。 ○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。 							

配慮事項記載シート～鶴川地区市役所・国道 213 号沿道・工作物

項目	景観形成基準	配慮・措置内容						
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○「ゾーン別景観づくり方針」に掲げる景観形成の考え方方に沿うよう、それぞれの行為において配慮すること。 ○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行うとともに、行為場所において、周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努めること。 							
配置	<ul style="list-style-type: none"> ●国道 213 号沿道等主要な道路、公園、公共空間から容易に望見できる場所への設置は極力避けること。 ●通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできる限り後退し、必要に応じ植栽等により修景を施すこと。 ○既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。 ○規模の大きな敷地を有する場合には、積極的に敷地境界からの後退に努めること。 							
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとすること。 ○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。 							
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。 ○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。 ○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう、緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方においてボリューム感の軽減に努めること。 ●広告塔は、形状、表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、景観の調和を図るように努めるものとすること。 ●同一敷地内で同一目的の広告物を掲出する場合は、設置数、表示面積をできる限り少なくすること。 							
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、周辺景観との調和に配慮すること。 【色彩基準】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">色相</td> <td style="padding: 2px;">彩度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)</td> <td style="padding: 2px;">4 以下</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">その他</td> <td style="padding: 2px;">2 以下</td> </tr> </table> ○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。 	色相	彩度	Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)	4 以下	その他	2 以下	
色相	彩度							
Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)	4 以下							
その他	2 以下							
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。 							
敷地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り、生け垣や植栽帶等を設置すること。柵や屏を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。 ○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。 ○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。 							

配慮事項記載シート～鶴川地区市役所・国道 213 号沿道（開発行為・土地の区画形質の変更・牧畜の伐採または植栽・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積）

項目	景観形成基準	配慮・措置内容
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○「ゾーン別景観づくり方針」に掲げる景観形成の考え方へ沿うよう、それぞれの行為において配慮すること。 ○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行うとともに、行為場所において、周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努めること。 	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ○容易に望見できないよう措置を講じ、周辺の景観との調和に十分配慮すること。 ○開発行為を行うに当たっては、できる限り現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑の保全や、積極的な緑化に努めること。 	
土地の区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り現況の地形を活かし、長大な面やよう壁が生じないように配慮すること。 ○のり面の勾配はできる限り緩やかに取り、緑化等の修景に配慮すること。 ○よう壁等の構造物を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化や自然素材の活用等により、景観への影響の軽減に努めること。 	
木竹の伐採 又は植栽	<ul style="list-style-type: none"> ○巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避けること。 ○伐採後、地肌が露出したまま等の状態で周囲から見苦しいと感じられないよう、植栽を施す等、周囲との調和に配慮すること。 	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ○資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮すること。 ○できる限り道路、公園、主要な展望地等の公共の場所から見えない配置、高さ等に工夫すること。 	

配慮事項記載シート～鶴川地区市街地・建築物

項目	景観形成基準	配慮・措置内容						
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○「ゾーン別景観づくり方針」に掲げる景観形成の考え方沿うよう、それぞれの行為において配慮すること。 ○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行うとともに、行為場所において、周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努めること。 							
配置	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の景観との調和を考えた配置とすること。 ●鶴川商店街等町家形式の民家が残る通りに面する部分については、できる限り建築物の高さや外壁・軒先の位置を隣接する建築物と揃えること。やむを得ず道路から大きく後退する場合は、隣接する建築物と調和した塀や生け垣等を施す等、まちなみの連続性の確保に努めること。 ○歴史的建造物やランドマークになっている樹木等既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。 ○建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟や敷地境界から可能な限り後退する等、周囲の建築物や道路に威圧感を与えないような配置とすること。 							
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ●桜八幡神社周辺では、桜八幡神社の本殿・社叢林より高い建物は極力避け、歴史的環境との調和に配慮すること。 ○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。 							
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●周囲のまちなみや桜八幡神社・社叢林等の景観と調和し、落ち着いたものとすること。 ○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。 ○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努めること。 							
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●屋根や外壁の色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を基調とすること。 <p>【色彩基準】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●周囲のまちなみや桜八幡神社・社叢林等の景観と調和し、著しく阻害する色彩は避けること。 ○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。 	色相	彩度	Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)	4 以下	その他	3 以下	
色相	彩度							
Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)	4 以下							
その他	3 以下							
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。 							
敷地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。 ○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。 ○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。 							

慮事項記載シート～鶴川地区市街地・工作物

項目	景観形成基準	配慮・措置内容						
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○「ゾーン別景観づくり方針」に掲げる景観形成の考え方方に沿うよう、それぞれの行為において配慮すること。 ○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行うとともに、行為場所において、周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努めること。 							
配置	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の景観との調和を考えた配置とすること。 ●通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできる限り後退し、必要に応じ植栽等により修景を施すこと。 ○既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。 ○規模の大きな敷地を有する場合には、積極的に敷地境界からの後退に努めること。 							
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ●桜八幡神社周辺では桜八幡神社の本殿・社叢林より高いものは極力避け、歴史的環境との調和に配慮すること。 ○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。 							
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とすること。 ○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。 ○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方においてボリューム感の軽減に努めること。 							
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を基調とすること。 【色彩基準】 <table border="1" data-bbox="271 1365 854 1482"> <tr> <th>色相</th><th>彩度</th></tr> <tr> <td>Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)</td><td>4 以下</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>2 以下</td></tr> </table> ●周囲のまちなみや桜八幡神社・社叢林等の景観と調和し、著しく阻害する色彩は避けること。 ○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。 	色相	彩度	Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)	4 以下	その他	2 以下	
色相	彩度							
Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)	4 以下							
その他	2 以下							
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。 							
敷地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り、生け垣や植栽帶等を設置すること。柵や屏を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。 ○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の縁、水辺の保全に努めること。 ○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。 							

配慮事項記載シート～鶴川地区市街地（開発行為・土地の区画形質の変更・牧畜の伐採または植栽・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積）

項目	景観形成基準	配慮・措置内容
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○「ゾーン別景観づくり方針」に掲げる景観形成の考え方方に沿うよう、それぞれの行為において配慮すること。 ○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行うとともに、行為場所において、周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努めること。 	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ○容易に望見できないよう措置を講じ、周辺の景観との調和に十分配慮すること。 ○開発行為を行うに当たっては、できる限り現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑の保全や、積極的な緑化に努めること。 	
土地の区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り現況の地形を活かし、長大なり面やよう壁が生じないように配慮すること。 ○のり面の勾配はできる限り緩やかに取り、緑化等の修景に配慮すること。 ○よう壁等の構造物を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化や自然素材の活用等により、景観への影響の軽減に努めること。 	
木竹の伐採 又は植栽	<ul style="list-style-type: none"> ○巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避けること。 ○伐採後、地肌が露出したまま等の状態で周囲から見苦しいと感じられないよう、植栽を施す等、周囲との調和に配慮すること。 	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ○資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。 ○できる限り道路、公園、主要な展望地等の公共の場所から見えない配置、高さ等に工夫すること。 	

配慮事項記載シート～鶴川地区臨海地区・建築物

項目	景観形成基準	配慮・措置内容						
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○「ゾーン別景観づくり方針」に掲げる景観形成の考え方方に沿うよう、それぞれの行為において配慮すること。 ○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行うとともに、行為場所において、周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努めること。 							
配置	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の景観との調和を考えた配置とすること。 ●歴史的建造物やランドマークになっている樹木等既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、海への眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。 ○建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟や敷地境界から可能な限り後退する等、周囲の建築物や道路に威圧感を与えないような配置とすること。 							
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとすること。 ○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。 							
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●周囲のまちなみや防砂林・海浜等の景観と調和し、落ち着いたものとすること。 ○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。 ○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努めること。 							
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●屋根や外壁の色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を基調とすること。 <p>【色彩基準】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">色相</td> <td style="padding: 2px;">彩度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)</td> <td style="padding: 2px;">4 以下</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">その他</td> <td style="padding: 2px;">3 以下</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●周囲のまちなみや防砂林・海浜等の景観と調和し、著しく阻害する色彩は避けること。 ○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。 	色相	彩度	Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)	4 以下	その他	3 以下	
色相	彩度							
Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)	4 以下							
その他	3 以下							
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。 							
敷地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。 ○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。 ○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。 							

配慮事項記載シート～鶴川地区臨海地区・工作物

項目	景観形成基準	配慮・措置内容						
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○「ゾーン別景観づくり方針」に掲げる景観形成の考え方について、沿うよう、それぞれの行為において配慮すること。 ○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行うとともに、行為場所において、周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努めること。 							
配置	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の景観との調和を考えた配置とすること。 ●既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、海への眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。 ○規模の大きな敷地を有する場合には、積極的に敷地境界からの後退に努めること。 							
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。 							
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●周囲のまちなみや防砂林・海浜等の景観と調和し、落ち着いたものとすること。 ○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮すること。 ○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方においてボリューム感の軽減に努めること。 							
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、地域の伝統を踏まえるとともに、できる限り落ち着いた色彩を基調とすること。 <p>【色彩基準】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>色相</td><td>彩度</td></tr> <tr> <td>Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)</td><td>4 以下</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3 以下</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●周囲のまちなみや防砂林・海浜等の景観と調和し、著しく阻害する色彩は避けること。 ○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。 	色相	彩度	Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)	4 以下	その他	3 以下	
色相	彩度							
Y (黄)、 YR (黄赤)、 R (赤)	4 以下							
その他	3 以下							
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。 							
敷地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。 ○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。 ○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。 							

配慮事項記載シート～鶴川地区臨海地区（開発行為・土地の区画形質の変更・牧畜の伐採または植栽・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積）

項目	景観形成基準	配慮・措置内容
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○「ゾーン別景観づくり方針」に掲げる景観形成の考え方沿うよう、それぞれの行為において配慮すること。 ○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行うとともに、行為場所において、周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努めること。 	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ○容易に望見できないよう措置を講じ、周辺の景観との調和に十分配慮すること。 ○開発行為を行うに当たっては、できる限り現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑の保全や、積極的な緑化に努めること。 ●新たなる面の建築をやむを得ず行う場合は、歴史及び自然景観に調和するよう配慮すること。 ●既存の地形を活かした造成に努め、行為の規模や切土・盛土は最小限に抑えること。 	
土地の区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ●防砂林の形態を変更しないよう努め、やむを得ない場合は、その範囲を最小限に留めること。 ○できる限り現況の地形を活かし、長大な面やよう壁が生じないように配慮すること。 ○のり面の勾配はできる限り緩やかに取り、緑化等の修景に配慮すること。 ○よう壁等の構造物を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化や自然素材の活用等により、景観への影響の軽減に努めること。 	
木竹の伐採 又は植栽	<ul style="list-style-type: none"> ●木竹の伐採については、可能な限り小規模に留めること。 ○巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避けること。 ●伐採跡地は、森林の適切な回復、育成を行い、土砂災害の防止及び生態系の保全に努めること。 	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ●道路その他の公共の場から容易に望見できない位置に集積または貯蔵すること。または、敷地外周部等に植栽等の修景措置を講じること。 ○資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮すること。 	